

令和6年度

# いじめ防止基本方針

那珂川市立安徳小学校

## 令和6年度 那珂川市立安徳小学校いじめ防止基本方針

### (1) 学校のいじめの問題に対する考え方

#### 【法(防止対策推進法第2条)におけるいじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

例え、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、「いじめの解消」とは、対象となった児童等が心身の苦痛を「少なくとも3ヶ月以上感じていない状態」のことをいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、「どこでも誰でも起こりうること」という明確な認識のもと、一人の教職員が責任を感じ抱え込むものではなく、「どこでも起こりうること」に対し、「子どもを必ず守る」という認識のもと学校一丸となって組織的に対応することが必要である。

### (2) いじめ・不登校対策委員会（生徒指導・特別支援教育委員会）

#### 【校内】

- 目的 いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織的対応を行うこと。  
(問題行動への早期対応や配慮を要する児童の実態の共有と組織的対応の検討を行うこと)
- 構成員  
校長 教頭 主幹教諭（教務担当） 生徒指導担当 学年代表  
特別支援コーディネーター 養護教諭 市児童生徒指導支援員  
本校担当カウンセラー 市SSW 市教委指導主事
- 役割
  - いじめの防止及びいじめの早期発見
    - ・学年、学級への指導体制の強化及び支援。
    - ・いじめに関する情報の収集及び共有。
    - ・いじめの防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析。
  - いじめへの対応
    - ・いじめの事実の確認及び対策案を練る。
    - ・該当児童への指導、該当保護者への対応。
    - ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報。
- (□ 問題行動等への対応)
- 開催
  - ・月に1回、定期的を開催する。
  - ・緊急時には、早急に開催する。

【安徳小学校運営協議会：いじめ防止対策委員会】

○ 目的 学校と家庭，地域での児童の実態の共通理解及びいじめ事案の対応策の協議を行うこと。

○ 構成員

【安徳小学校運営協議会委員】

+担任等関係職員、スクールアドバイザー等専門家（必要に応じて）

○ 役割

- ・学校と家庭・地域での児童の実態（問題行動等）の把握に関すること
- ・問題行動等に対する方策の検討に関すること
- ・地域行事等や日常生活における見守り活動の企画・運営に関すること
- ・重大事態への緊急対応

○ 開催

・年間5回の定例会及び緊急時の臨時委員会の開催

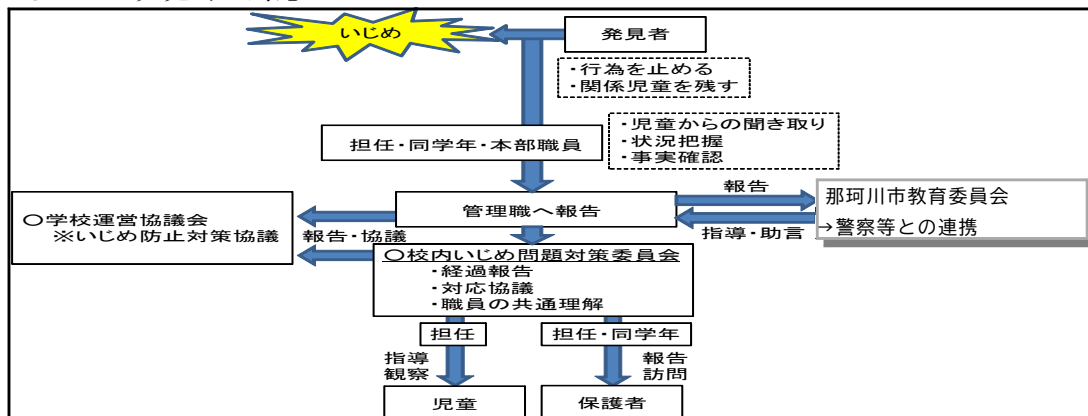
(3) 関係機関との連携

いじめの中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため，日常的に所轄署の警察署と連携していくこととする。

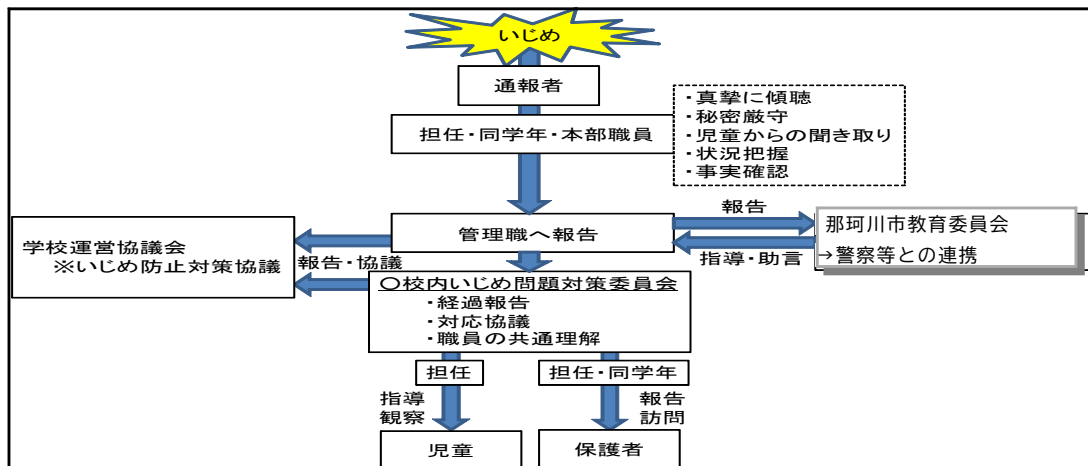
また，いじめの防止のための対策が関係機関の連携のもと適切に行われるよう，那珂川市教育委員会との連携や関係機関との連携，関係会議等への参加に努める。

(4) 報告体制（別添資料）

○いじめ発見時の対応



○いじめ通報時の対応



(5) 職員研修

- 年度当初に、「いじめの早期発見・早期対応の手引き」等を活用しながら、いじめ問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修を実施する。
- 夏季休業期間中等において、いじめ問題に関する事例研究や児童理解の深化等の研修を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引」の「教師自らを振り返るポイント」を活用して、いじめを見逃さないための教員自らの感性を豊かにするための自己評価を定期的実施する。
- 教員と児童及び保護者との信頼関係に基づいた関係づくりや対応の在り方に関する研修を実施する。

(6) いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対応の取組

① いじめの防止の取組

- 自己有用感を高める取組の推進
  - ・互いの良さを認め合う授業づくり
  - ・自己選択、自己決定の場の設定による積極的生徒指導の展開
- 生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進
  - ・生命尊重、思いやりの心を重点とした道徳の時間の実施
  - ・「わたしたちの道徳」の活用
- 基本的な生活習慣や規範意識の育成
  - ・なかがわスタンダードをもとにした「学び方」「学習規律」の校内統一〔特に姿勢（立腰）、黙想・黙働〕の積み上げによる「行動の基礎力（構え，集中，自覚，継続）」の育成
  - ・「月のめあて」の徹底
  - ・「学習時間の始まりを守る」等の基本的な規律の徹底
- いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進
  - ・学級活動における話し合い活動の充実
  - ・学級・学年目標を目指す活動の充実
- 児童の自治活動の推進
  - ・児童会における全校活動の取組の実施
  - ・縦割り活動の充実

② いじめの早期発見の取組

- いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めため、福岡県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の徹底を図る。  
特に、安徳小いじめ早期発見シートの定期的な実施を通して、子どもの気になる変化（体調、友達関係、日記の文面、持ち物等）を注意深くとらえること。
- 「いじめに特化した無記名アンケート」（学期に1回）及び「いじめに特化したアンケート簡易版（又は、学校生活アンケート）」（月1回）を実施する。
- 児童や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように教育相談週間の実施（学期に1回程度）や教育相談ポストの設置を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用によるいじめの早期発見の体制の充実に努める。
- 「校内いじめ・不登校対策委員会」（生徒指導・特別支援教育委員会）を毎月開催し、気になる児童の実態についての情報交換の場を設定し、複数の目で児童

を見ていく体制をつくる。

③ いじめへの対応

- いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「校内いじめ・不登校対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた児童・保護者への支援といじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。  
また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた児童の心のケアに努める。
- 学校がいじめの事実が確認された場合において必要があると認めるときは、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- 学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- 学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

④ 重大事態が発生した時の対応

- 重大事態とは  
いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合など以下に挙げる事態のことである。
  - ・生命、心身又は財産に重大な被害  
児童が自殺を企図した場合  
身体に重大な傷害を負った場合  
金品等に重大な被害を被った場合  
精神性の疾患を発症した場合
  - ・相当の期間学校を欠席  
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。  
30日間に関わらず、児童が一定期間連続して欠席しているような場合
- 対応  
学校がいじめ防止対策推進法第28条により、重大事態と判断した場合は以下の対応する。
  - ・市教育委員会に報告するとともに直ちに春日警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
  - ・当該いじめの調査や対処については、市及び県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会が中心となって学校組織をあげて対応する。
  - ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。その際には、原則的に、教頭あるいは校長も同席する。
  - ・当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により適時・適切に全ての保護者に説明するとともに解決に向け協力を依頼する。
  - ・いじめ防止対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織あげて着実に実践する。
  - ・マスコミ等の取材の対応については、市教育委員会と連携し、教頭あるいは校長が行い、対応の一本化を図る。

(7) ネット上のいじめの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- 具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求めたりするなどの措置をとる。
- 家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭用リーフレットの配付や「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を活用した情報モラルに関する啓発の充実に努める。

(8) 教育相談体制

- 月1回、生活アンケートやいじめに特化したアンケートを実施し、実態を把握するとともに個別に教育相談を行う。
- 子どもホットライン24等の相談窓口を周知する。

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進を図り、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに学校便りやコミュニティ・スクール通信などを通じて、地域や家庭との緊密な連携協力を進めることに努める。
- インターネットを通じて行われるいじめ問題についての啓発リーフレットを地域や家庭に配付し、早期発見・早期対応に努める。

(10) 取組状況調査

- 「校内いじめ・不登校対策委員会（生徒指導・特別支援教育委員会）」において、学校の基本方針に基づくいじめ問題への取組状況を評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証結果を以後の取組の改善に生かす。

(11) 学校評価・教員調査

- 学校評価については、国の「学校評価ガイドライン」（平成29年3月）を参考に、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童理解、未然防止や早期発見・早期対応の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価項目を作成し、アンケート調査等により行い、その結果を以後の取組の改善に生かす。

## (12) 年間計画

月	校内組織の活動	アンケート・教育相談・評価等	その他	
4	～R 6 いじめ防止基本方針の提案～ ○校内いじめ防止対策委員会(職員へのチェックリストの実施)	生活アンケート・教育相談	保護者チェックリスト 配付(4～7月)	
5	○校内いじめ防止対策委員会(職員へのチェックリストの実施) ◆安徳小学校運営協議会①	生活アンケート・教育相談		
6	○校内いじめ防止対策委員会(職員へのチェックリストの実施)	生活アンケート・教育相談		
7	○校内いじめ防止対策委員会(職員へのチェックリストの実施)	いじめに特化したアンケート 生活アンケート・教育相談 (学校自己評価)		
8	※いじめ防止に関する校内研修会 ※ネットいじめ等に関する校内研修会			
9	○校内いじめ防止対策委員会(職員へのチェックリストの実施) ◆安徳小学校運営協議会②	生活アンケート・教育相談		保護者チェックリスト 配付(9～12月)
10	○校内いじめ防止対策委員会(職員へのチェックリストの実施)	生活アンケート・教育相談 いじめに特化したアンケート		
11	○校内いじめ防止対策委員会(職員へのチェックリストの実施)	生活アンケート・教育相談 (学校自己評価)		
12	○校内いじめ防止対策委員会(職員へのチェックリストの実施)	生活アンケート・教育相談	保護者チェックリスト 配付(1～3月)	
1	○校内いじめ防止対策委員会(職員へのチェックリストの実施) ◆安徳小学校運営協議会③	生活アンケート・教育相談 いじめに特化したアンケート		
2	○校内いじめ防止対策委員会(職員へのチェックリストの実施)	生活アンケート・教育相談		
3	○校内いじめ防止対策委員会(職員へのチェックリストの実施) ◆安徳小学校運営協議会④	生活アンケート・教育相談 (学校自己評価・活動の反省)		

## 【関係相談機関】

福岡県教育センター教育相談電話	092-948-3000
福岡県教育センター メール相談アドレス	<a href="http://www.educ.pref.fukuoka.jp/">http://www.educ.pref.fukuoka.jp/</a>
子どもホットライン24	092-641-9999
いのちの電話	092-741-4343
いのちの電話	0570-783-556
いのちの電話	0120-783-556
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
チャイルドライン	0120-99-777
子供の人権110番	0120-007-110
福岡県児童相談所	092-586-0023
児童相談所虐待対応ダイヤル	189 (いちはやく)
那珂川市子ども応援課	092-408-9104
春日警察署少年課・スクールサポート	092-580-0110
警察の少年相談窓口	092-588-7830
なかがわしオンラインそうだん	タブレットのアプリより